

質問回答書

「伊奈町役場新庁舎整備事業 設計・施工一括発注に伴う公募型プロポーザル」に係る質問書について、下記のとおり、回答致します。

No.	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答日	回答
1	実施要項	5	5	(2)	① 提案参加者の構成につきまして、JV協定書を結ばなくとも、様式1の参加資格確認申請書にそれぞれ押印した会社がグループとみなされると考えてよろしいでしょうか。	1/4	お見込みの通りです。
2	実施要領	10	5	(5)	施工の主任技術者（建築）につきまして、実施体制には記載がありますが、様式が見当たりません。参加申請時に提出は不要でしょうか。	1/4	施工の主任技術者に関する様式の提出は不要です。
3	実施要領	15	10	(1)	② 様式4の委任状につきまして、受任者とはグループ内で書類等を提出する者を定めるという理解でよろしいでしょうか。 また、支店にて入札参加資格や裁権を有している社であれば、本社の印は不要と考えてよろしいでしょうか。	1/4	お見込みの通りです。
4	実施要領 契約書（案）等	23	22	(5)	事業仮契約書を締結する場合、別途設計や監理、施工の契約は行わないとの理解でよろしいでしょうか。 また、共同企業体がありますが、様式1の代表者が事業仮契約書の押印欄の「代表構成員」に、その他の社が「構成員」となると理解してよろしいでしょうか。	1/4	お見込みの通り、基本設計・実施設計の委託、工事監理の委託及び施工を含む事業契約を締結するため、設計や工事監理、施工に関して、別に契約を締結することは予定しておりません。 また、契約書の押印欄については、ご理解の通りです。なお、「共同企業体」の表現は参加者の構成により変更するものです。
5	共通				様式にて「印」と記載のない箇所は押印は不要と考えてよろしいでしょうか。	1/4	お見込みの通りです。
6	実施要領	4	5	(1)	⑥ 類似業務としまして興行場（音楽コンサートアリーナ）は平成31年国土交通省告示第98号別添2による建築物の類型12のうちの第2類に該当するという解釈でよろしいでしょうか。	1/17	興行場（音楽コンサートアリーナ）は類似業務に該当すると判断します。
7	実施要領	4	5	(1)	⑤ 庁舎が同種業務として規定されているが、複合施設の場合は該当する機能が4000㎡を超えていけばよろしいでしょうか。	1/17	お見込みの通りです。庁舎に該当する部分の面積で判断します。
8	実施要領	4	5	(1)	⑥ 「国、特殊法人等（「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条に定める特殊法人等）及び地方公共団体が発注する」とありますが、国や地方公共団体等のPFI事業でPFIから発注された業務も対象と考えてよろしいでしょうか。	1/17	「PFIから発注された業務」は、PFI事業の受注者であるSPC等からの発注と読み替えて回答します。契約の発注者がSPC等の場合においても、当該事業の発注者が、「国、特殊法人等」に該当する場合は対象となります。
9	実施要領	8	5	(4)	①② 設計業務と工事監理業務の兼任は可能でしょうか。	1/17	可とします。
10	実施要項	10	5	(5)	基本設計・実施設計に関わる配置予定技術者も、施工・工事監理に関わる配置予定技術者と同様複数名の参加資格申請書を提出することを可としていただけませんか。	1/17	設計業務については、優先交渉権者選定の後、契約手続を経て速やかに開始しますので、原文通りとします。なお、当該業務を配置予定技術者を含む複数の担当者により実施することについては差し支えありません。
11	実施要領	10	5	(5)	「※「専任」とは、建設業法等において規定される監理技術者等を除き、専従配置を求めるものではなく、当該業務の役割を全うした上で、他業務への関与を可とする。」とありますが、当該業務において、設計者と工事監理者が兼務するのは可能と考えてよろしいでしょうか。	1/17	お見込みの通りです。
12	実施要領	10	5	(5)	① 統括責任者の配置に就くものが、現場代理人及び監理技術者の兼務は可能でしょうか。	1/17	可とします。統括管理者には、全体業務のマネジメント及び各業務のとりまとめを行うことを求めています。
13	実施要領	15	10	(1)	① イ・ウ 業務の実績について、契約書の写し、平面図等の証明書類を提出するにあたり、紙媒体による提出を想定しております。添付する証明書類は1部とし、綴じ方等の規定はないと考えてよろしいでしょうか。	1/17	お見込みの通りです。
14	実施要項	15	10		イウ 「配置予定技術者の従事状況の証明書類」については、提案参加者の社印を押印し、任意の書式で作成してよろしいでしょうか。	1/17	書式は任意で結構ですが、極力、当該業務において発注者等に提出している体制表や、図面への記名・確認申請図書への記名等を用いて提示するようにしてください。
15	実施要領	15	10		イウ 「記載した業務又は工事の内容が確認できる平面図等の写し」とあるが、内容が確認できる検査済証や確認済証、あるいは確認申請の第五面（用途別の面積が記載されている部分）などでもよろしいでしょうか。	1/17	工事の内容が確認できるものであれば可とします。
16	実施要領	18 20	14 17	(5) (5)	提出部数の正10部について、綴じ方の指定はありますか。（フラットファイル、ホッチキス左2点止め、ホッチキス左1点止め、など）	1/17	綴じ方の指定はありません。
17	様式集		2-1 ~3 3-1 ~4		実績を証明する添付資料として、PUBDIS又はCORINSに登録されている場合は「記載部分の写し」で記載した業務又は工事の内容が確認できるため、平面図等の写しの添付は必要ないという解釈でよろしいでしょうか。	1/17	お見込みの通りです。
18	様式集		2-3		No. 17の質問で平面図が必要な場合ですが、施主との守秘義務の為、平面図を提出できない物件があります。この場合、CORINSのデータのみでも宜しいでしょうか。	1/17	資格確認ができる代替資料の提示をお願いします（代替資料は提案者の判断で結構です）。その資料のみで資格が確認できない場合は、必要に応じて追加の資料提示を求めます。
19	様式集		2-3	注2	注2で、配置予定技術者の従事状況の証明書類を添付すること。と記載されております。配置予定技術者が携わった物件も記載するという解釈でしょうか。	1/17	配置予定技術者の従事状況の証明書類を添付する必要はありません。（様式2-1、2-2、2-3は、誤記のため、修正します。）

No.	資料名称	頁	該当箇所			質問内容	回答日	回答		
20	共通					ご提示いただいた資料の各所に「性能」に関する規定がございますが、要求される「性能」については、実施設計の過程でご承認いただいた設計図書に基づき、要求水準等を実現するために必要事項が充足していることを含めて、発注者様にご承認をいただいたうえで決定されることを前提としておりますので、ご承認いただいた設計図書のとおり施工しても確保できない性能については発注者が保証するものではないものとさせていただきますでしょうか。	1/24	要求水準等を実現するために、必要事項が充足している設計図書に基づき施工した場合であれば、性能は満たすものと理解しています。仮に、確保できない性能がある場合は、施工前に発注者と協議のうえ、承認を受けるようにしてください。		
21	共通					ご提示いただいた資料の各所において「協力する」及び「支援」との記載がございますが、これらの協力の伴い過大な費用が発生した場合には請負代金の変更対象とさせていただきますでしょうか。また、これらの協力の伴い施工計画に影響が生じた場合には工期の変更対象とさせていただきますでしょうか。	1/24	想定される範囲を超える「協力」や「支援」が求められた場合は、事前に発注者と協議を行ってください。事前の確認、協議がないなかでの追加費用や工期変更は認められません。		
22	共通					ご提示いただいた資料の各所において「協議」となっている事項につきましては、発注者様及び受注者にて誠実に協議を行い、客観的に妥当性のある内容で合意するものと考えてよろしいでしょうか。	1/24	お見込みの通りです。		
23	実施要領 実施要領 要求水準書 要求水準書別紙 4	3 22 2 2	3 20 第1-4 用地リスク	(6) (1)	カ カ	②		「発注資料に記載されていない項目でも、実施要領などに記載された性能等から当然見込むべきものについては、これまでの経験・実績を生かし、当然見積の範囲として見込み、その内容を見積書・内訳書に記載すること～」等の記載がございますが、見積者として一般に要求される注意義務を果たしても今回ご提示いただいた資料及び目視にてかつ限られた時間内で実施する現地調査からは想定することが困難であり、見積りに反映させることができなかった業務又は工事等が発生した場合又は諸官庁、近隣を含む第三者等との協議結果などにより、入札時の前提条件及び施工条件が変更となった場合には、請負代金及び工期の変更対象とさせていただきますでしょうか。	1/24	想定することが困難な事象や合理的に予測できない諸官庁等による指導、近隣を含む第三者等との協議結果による条件変更は、変更対象として協議します。
24	実施要領	3	3	(8)				「各年度の支払金額について、発注者が継続費として設定する金額に基づき設定する」とありますが、想定する金額をご教示ください。	1/24	優先交渉権者の提案価格と出来高を前提に、発注者と協議のうえ、設定する予定です。
25	実施要領	3	3	(8)	①②			施工及び設計・監理等に係る費用の上限額の、税抜き金額はいくらになりますか。	1/24	税抜き金額の上限額の指定はありません。提示価格から税金分を差し引いた金額を参考としてください。
26	実施要領	4	4	(1)				契約締結が令和6年9月頃と記載がありますが、杭等の資材発注は契約締結後の発注となるのでしょうか。	1/24	本事業は設計・施工を一括して契約するため、契約締結前に資材の先行発注が必要になる状況は想定しておりません。
27	実施要領	4		(1)				最初の質問書の検討期間が1か月しかなく、詳細な検討確認が困難なことから、令和6年2月2日（金）参加資格確認結果の通知後、令和6年5月30日（木）技術提案書等の提出期限までの期間に、「実施要領書等に関する質問書の提出・回答」を再度、実施いただけないか。	1/24	原則、不可とします。共創対話の場を利用してご質問いただければ、対応可能な内容については回答します。
28	実施要領	14	8					現地確認につきまして、詳細な提案を検討するため、指定期間（令和5年1月30日まで）を超えて実施をさせていただけるようご調整いただけませんか。	1/24	指定期間以降については、発注者と事前調整のうえ、対応可能な範囲で現地確認を可とします。
29	実施要領	16	12					共創対話はどのくらいの時間を想定されていますでしょうか。	1/24	1社（1グループ）1時間程度を予定しています。
30	実施要領	16 19	12 16					共創対話及び技術対話の発注者側の出席者をご教示いただけますでしょうか。	1/24	発注者（伊奈町DX推進・新庁舎整備室）及び選定委員が出席し、選定支援業務受託者が同席します。
31	実施要領	16	12	(1)	③			「③共創対話に用いる提案資料」は「②共創対話協議事項」の補足する資料とし、特に補足資料が不要な場合は、「②共創対話に用いる提案資料」は提出しなくてもよろしいでしょうか。	1/24	お見込みの通りです。ただし、共創対話を有益に実施するために、分かりやすい資料準備をお願いします。
32	実施要領	16 19	12 16	(7) (2)				共創対話及び技術対話の会場レイアウトをご教示いただけますでしょうか。	1/24	開催前に別途、通知します。
33	実施要領	17	12	(9)	④			「発注資料の変更等が生じる場合」とは、「現在公表されている要求水準書等の提案の与条件に関わる内容に変更がある場合」という理解で良いでしょうか。	1/24	お見込みの通りです。現在公表している要求水準書等が大きく変更されることは想定していませんが、その解釈に誤解が生じる可能性がある場合等について、追加情報等を加える可能性を想定しています。
34	実施要領	18	15		①②③			VE提案は原則「機能・品質の維持・向上」とされていますが、庁舎・図書館等の用途機能を損なわれない程度の内容を提案してもよろしいでしょうか。	1/24	庁舎・図書館等の必要機能の解釈には一定の幅があると判断していますので、幅広い提案を可としています。また、解釈に迷う点については、共創対話の機会を積極的に利用して発注者との相互理解を深めることを期待しています。
35	実施要領	19	15	(2)				VE採否（暫定）結果通知は6月18日頃までにはいただけたのですがお願いできますでしょうか。	1/24	現時点では、6月下旬を想定しています。
36	実施要領	19	16					VE提案の暫定採否の結果について、一部を改善することにより有益な提案を行うことができる場合がありますので、不採用になったものについても説明の機会をいただけないでしょうか。	1/24	技術対話の時間を利用して説明いただくことは可能です。
37	実施要領	21	18	(7)	③			プレゼンテーション要項は5月中旬ごろには通知いただけますでしょうか。また、その際には質疑の機会をいただきますよう宜しくお願い致します。	1/24	プレゼンテーションは、技術提案書等が提出された者に対して実施するものですので、技術提案書等の提出の期限以降に通知します。質疑の機会はありませんが、通知の内容についての不明点がある場合は、事務局に問い合わせください。
38	実施要領	22	20	(2)	②			「設計後見積書の単価は、提案時内訳書に用いた単価を採用すること」とありますが、提案時内訳書の作成から設計後見積書作成まで、約2年経過しています。その間の物価変動の対応方法をご教示ください。	1/24	賃金又は物価の変動に関しては、実施要領26（1）に基づく対応とします。
39	実施要領 要求水準書 要求水準書 要求水準書	22 36 36 36	20 第4-1 第4-1 第4-1	(2) (1) (1) (1)	ウ ウ ウ	② ① ② ③		「単価は、提案時内訳書に用いた単価を採用すること」等の記載がございますが、請負代金の変更を行う場合の単価について、本工事の契約時に定める単価は、当該時点における調達価格に基づくものであるため、万が一、数量の増加部分について提案時内訳書に用いた単価と同単価での調達に困難であるときには、変更時の時価によるものとしていただけませんか。	1/24	賃金又は物価の変動に関しては、実施要領26（1）に基づく対応とします。

No.	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答日	回答
40	実施要領	23	22	(1)	② 「～ただし、設計段階において、発注者からの設計変更の求めに応じ、それに係る事業費の増額を発注者が認めた場合はその限りではない」との記載がございますが、発注者様指示による設計変更に伴う事業費の増額についてお認めいただけますでしょうか。	1/24	発注者の指示による設計変更は増減対象となりますが、増減金額に関しては協議により決定するものと判断します。
41	実施要領	23	22	(4)	「優先交渉権選定基準第9による違約金」との記載がございますが、優先交渉権選定基準をご提示いただけませんか。また、内容については、必要に応じてご協議いただけますようお願いいたします。	1/24	優先交渉権者選定基準はHPに公開されています。違約金が発生するのは、地域貢献点に対する不履行の場合です。その他の技術提案に関しては、「要求水準書第4.1(1)オ 技術提案の確認」等に基づき達成を求めます。
42	実施要領	23	22	(4)	「技術提案が達成されなかったとき～違約金を支払わなければならない」との記載がございますが、受注者の責めに帰すべき事由によらない場合は、除外されるものとさせていただきますでしょうか。	1/24	同上及びNo.123も参照してください。
43	実施要領	24	26	(1)	物価変動について、「建物物価」による「建築費指数・事務所・東京」を基に町が算出する指数を使用と記載がありますが、具体的に町が算出する指数をご教示願います。	1/24	現時点で町が算出する指数は未定です。建設物価調査会『建設物価』による「建築費指数・事務所・東京」を基に算出しますが、急激な社会情勢の変化等に対しては、国等の方針・指針等に沿った対応を行います。
44	実施要領	24	26	(1)	物価変動について内訳を提出せず、一式にて価格等の交渉が成立した場合には、その工種等については請求の対象外とする、と記載がありますが仮設等、一式での内訳となっているものについても同様の内容が適用されるのでしょうか。	1/24	お見込みの通りです。
45	実施要領	24	26	(1)	賃金又は物価の変動に対して請求は可能でしょうか。	1/24	賃金又は物価の変動に関しては、実施要領26(1)に基づく対応とします。
46	実施要領 特記事項(案)	24 2	26 (8)	(1)	賃金又は物価の変動に対する請求は、物価指数算出の起算日が事業契約締結の日(令和6年9月)で、請求可能日は「初回に提出された実施設計図書が確認された日」となりますか。	1/24	物価変動については、「伊奈町建設工事請負契約基準約款」に従い、竣工時まで対応することを想定しています。そのため、請求時期については、受注者と発注者での協議のうえ、確定させることを予定しています。
47	実施要領	24 24	26 26	(1) (1)	① ② 「～第2.6条を適用する基準日は事業契約締結の日とする」との記載がございますが、特記事項(案)第2.7号の規定が優先されるものと考えてよろしいでしょうか。	1/24	お見込みの通りです。
48	実施要領	24	26	(1)	② 「物価指数は、建設物価調査会『建設物価』による～指数を使用し」との記載がございますが、指数に加えて当該時点での実勢価格を踏まえてご協議させていただきませんかでしょうか。	1/24	建設物価調査会『建設物価』による「建築費指数・事務所・東京」を基に算出しますが、急激な社会情勢の変化等に対しては、国等の方針・指針等に沿った対応を行います。
49	実施要領	24	26	(1)	③ 「機材労別で内訳」とありますが、具体的にご教示ください。「項目」「数量」「単価」を示せばよろしいでしょうか。	1/24	お見込みの通りです。一式計上ではなく、労務、物価の単価が明確であることが必要です。
50	実施要領	24	26	(1)	③ 「一式にて価格等の交渉が成立した場合」とありますが「交渉」とは何を指しますでしょうか。	1/24	本プロポーザルは、優先交渉権者を選定後、価格についての交渉を踏まえて見積合わせを実施するため、その交渉を示すものです。(見積合わせは、本プロポーザルにおいて提出された見積書を前提に、その内容確認を踏まえて実施します。発注者が一方的な値引き交渉等を行う意味合いでの価格交渉は行いません。)
51	様式10-1～7 様式11 様式15-1～7 様式16					1/24	お見込みの通りです。
52	要求水準書	1	第1-1	(5)	「要求水準の見直しに伴い、要求水準書を変更するときは、町は事前に受注者へ通知する」との記載がございますが、要求水準の見直しに伴い、要求水準書を変更するときは工期及び請負代金の変更対象とさせていただきますでしょうか。	1/24	発注者による要求水準書の変更は、工期及び請負代金の変更対象とします。
53	要求水準書	4	5		業務期間は、「原則、・・・令和10年8月末日(外構整備完了まで)・・・新庁舎竣工引き渡しは、令和9年8月末日までとする。」とありますが、これらの日付を超える工程の提案をした場合でも失格にはならないのでしょうか。	1/24	失格にはなりません。ただし、優先交渉権者選定基準では、「工期短縮に向けた提案」を求めており、提案上は留意してください。
54	要求水準書	4	第1-6		優先順位の規定がございますが、伊奈町建設工事請負契約基準約款及び特記事項(案)に関連する質問回答については、解釈に齟齬が生じないよう契約書類より優先するものとさせていただきますでしょうか。また、本項目に記載されていない実施要領等の資料については、どの順位に該当するのをご教示いただけますでしょうか。	1/24	契約書に関する解釈等は、契約締結時に特記事項等の修正や質問回答書を契約書の一部として添付することを想定します。また、要求水準書の参考資料は、提案上の参考資料であるため、優先順位はありません。
55	要求水準書	5	1	その他	開発協議の詳細をご教示下さい。	1/24	必要な協議事項は、計画内容によりますので、今後の進捗に合わせて、関係機関に確認してください。
56	要求水準書	5	1		敷地周辺における「地下水(井水)」および「バイオマス」利用の可能性についてご教示ください。	1/24	本事業において、「地下水(井水)」および「バイオマス」利用を制限することはありません。提案によるものと判断します。
57	要求水準書	6	2	(1)	③ 「ZEB Ready 以上の施設を目指す」は、ZEB Ready 以上の「認証」取得を目指すということでしょうか。	1/24	お見込みの通りです。
58	要求水準書	9	3	(3)	第3 エコマテリアルの記載がありますが、使用するケーブル・電線はEMケーブルEM電線の必要がありますか。	1/24	使用するケーブル・電線はEMケーブルとします。
59	要求水準書	11	1	(3)	「議場は、災害等緊急時に柔軟に利用できる空間とすること」とありますが、想定されている災害時の具体的な利用方法をお教示ください。	1/24	具体的な利用方法の想定はありません。提案者の実績等から想定してお見込みください。(基本構想・基本計画(追補版)P10参照)
60	要求水準書	11	1	(4)	「情報発信設備などの資機材を整備し」と記載がありますが、記載されている資機材は本工事に含まない設備と考えてよろしいでしょうか。	1/24	お見込みの通りです。「別紙2_伊奈町庁舎 工事区分表」P7.2G.その他に記載の通り、別途工事とします。
61	要求水準書	12	2	(2)	屋根付き駐車場の想定がありましたら台数と車種の想定をご教示下さい。	1/24	屋根付き駐車場の指定はありませんが、身障者用駐車場等を想定します。車庫は別紙3各室諸元表の通りです。また、車庫を利用する車の仕様は、現在の利用状況と同様に、一般車のセダンタイプ1台、ミニバンタイプ2台を想定しています。
62	要求水準書	13	2	(4)	循環バス用ロータリーは、新庁舎建設工事期間中は敷地内に設置する必要はないということでしょうか。	1/24	お見込みの通りです。現状、循環バス用のバス停は敷地外にあり、将来的に敷地内にロータリーを整備したい意向があります。

No.	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答日	回答
63	要求水準書	13	2	(4)	工事期間中に敷地内に確保する来庁舎用駐車場台数の広さをご教示ください。	1/24	特に指定はありません。要求水準書の通りです。
64	要求水準書	13	3	2 (4)	(4) 工事中のローリング計画・解体計画に5名程度の作業員等が安全に待機、休憩ができる待機室兼休憩室を確保と記載ありますが、大きさや設備等、ご教示願います。	1/24	大きさ：15㎡程度 必要設備：空調、照明設備、コンセント等 ※給排水設備不要
65	要求水準書	14	3	2 (4)	(4) 平屋車庫を解体する際には、事前に発注者と車両の移動先、代替駐車場について協議を行うと記載がありますが、代替駐車場に発生する費用については別途と考えて宜しいでしょうか。	1/24	お見込みの通りです。ただし、可能な限り敷地内での確保を検討してください。
66	要求水準書	17	3	(4)	エ 「議会システム等を管理する諸室に会議状況が確認できる映像音響設備を整備すること。」とありますが、本工事に含まない設備と考えてよろしいでしょうか。本工事に含む場合は、具体的な設備仕様をお教え下さい	1/24	お見込みの通りです。「別紙2 伊奈町庁舎 工事区分表」P7 2G.その他に記載の通り、別途工事とします。
67	要求水準書	17	3	(4)	オ 要求水準書に記載されている内容だけでなく計画への反映、コストの算出ができません。図書館書架仕様、キャレルの個数、BDS (ICタグ仕様)、書庫の仕様、BMの大きさなど図書館に関する詳細仕様をご教示ください。仕様が未定のときは提案によると考えて宜しいでしょうか。	1/24	要求水準書を満たす計画であれば、特にその他の仕様の条件はありません。 BDSゲート設置台数等も提案者の提案によりとなります。なお、BDSシステムやICタグは別途工事となります。 なお、BMの大きさは№104を参照してください。
68	要求水準書	18	3	(4)	カ 観光協会多目的スペースに必要なカウンター長さ、販売スペースの大きさをご教示下さい	1/24	特にカウンターや販売スペースの規模の指定はありません。要求水準書及び以下の参考情報をもとに、適切に計画してください。 【販売展示品】 ・グッズ、酒、展示品、パンフレット等
69	要求水準書	18	3	(4)	キ 移動書庫の台数、仕様（手動など）をご教示ください。構造やコストに大きく影響します。	1/24	要求水準書の冊数や別紙3各室諸元表に基づき適切に計画してください。
70	要求水準書	18	3	(4)	キ ロッカーールームは、将来職員数の増加に対応できるよう280個（男女比1:1）のロッカーを計画すると思いますが、280人分という解釈でよろしいでしょうか。	1/24	お見込みの通りです。男140人、女140人計280人分になります。
71	要求水準書	19	3	(5)	消防設備20mホール用リフターの具体的な仕様、参考メーカーをご教示ください。	1/24	ホース乾燥機、手動ロープ式（6本吊）同等品とします。
72	要求水準書	21	3	(8)	オ 各セキュリティレベルの仕様をご教示ください。（レベル3：カード認証電気錠等）	1/24	要求水準書の通りです。要求水準書に記載がない仕様に関しては適切に計画してください。
73	要求水準書	22	3	(11)	昇降機を来庁舎用と職員・管理用と別に設けることとありますが、市民の利便性を考えると共用とした方が高齢者、障がい者、子をもつ方々への利便性が高まると考えます。区分については提案によると考えて宜しいでしょうか。	1/24	原則、来庁舎用と職員・管理用とを別に設けることを想定しています。そのうえで、共用利用ができる計画やより良い提案が見込まれる場合は共創対話の場を使って提示してください。
74	要求水準書	26	5	(5)	「無停電源装置を適宜導入すること」とありますが、本工事に含まない設備の無停電源装置は含まないと考えてよろしいでしょうか	1/24	お見込みの通りです。
75	要求水準書	26	5	(7)	動力設備 ケーブルラック、プルボックスはスーパーダイヤムとありますが日本製鉄の登録商標であるので、同等品以上と考えて宜しいでしょうか。	1/24	お見込みの通りです。
76	要求水準書 要求水準書_別紙1 要求水準書_別紙1	36 2	第4-1 IIコスト IIコスト	(1) 5 1	ウ ②	1/24	「提案時見積書等に基づき、設計期間中におけるコスト管理を行うこと」、受注者の役割として「基本・実施設計段階のコストコントロール」等の記載がございますが、受注者は設計施工者としてコストコントロールに努めますが、当該記載は受注者がコストコントロール責任を負うものを規定するものではなく、コスト管理について発注者様及び受注者が互いに協力することを前提としたもので、実施設計図書に精度向上、社会情勢の変動を含む通常予見することが困難な事象による影響を受けた場合には、請負代金の変更対象としていただけるものと理解してよろしいでしょうか。
77	要求水準書 要求水準書 要求水準書_別紙1	39 39 2	第4-1 第4-1 II 工事管理業務・品質	(2) (2) 8	アイ ③	1/24	「～近隣、庁舎利用者等に周知し、作業時間に関する了解を得る」「～工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること」との記載がございますが、当該近隣対応につきましては発注者様にて主体的に実施していただき、受注者は協力するものとさせていただきますでしょうか。
78	要求水準書 要求水準書 要求水準書_別紙4	41 502	第4-2 第4-2 用地リスク	(3) (6) 31	ウ	1/24	「設計者は、計画建物に対する電波障害予想の検討及び机上調査を行い、障害が予想される場合には、発注者と協議のうえ、必要に応じて詳細調査を実施すること」「受注者が必要と判断して行う調査は、受注者の負担において実施すること」等の記載がございますが、事業を遂行するうえで必要となるこれらの調査の実施に伴い追加費用が生じた場合は、請負代金の変更対象とさせていただきますでしょうか。
79	要求水準書	41 42	2 2	(3) (5)	オ	1/24	実施設計完了後に「設計後見積書」と「工事内説明細書」の2つの内訳を作成するようになります。「設計後見積書」は実施要領P22(2)設計後見積書③に工事段階のコスト管理に用いるとありますが、「工事内説明細書」の目的・用途は何でしょうか。 (「設計後見積書」は提出時見積書の単価を用いるとあり、「工事内説明細書」は単価等資料、見積徴収、見積一覧表を作成とあるため別物と読み取れます)
80	要求水準書	42	第4-2	(3)	ケ	1/24	「設計者は、別途工事も含め、関係法令への適合を確認すること」との記載がございますが、別途工事の履行責任は別途工事業者が発注者様に直接負うものと考えてよろしいでしょうか。
81	要求水準書	48	4	4 (3)	ク	1/24	作業日・作業時間の順守について、記載事項以外に作業不能日は発生するのでしょうか。ご教示願います。

No.	資料名称	頁	該当箇所				質問内容	回答日	回答	
82	要求水準書	49	4	4	(3)	セ	解体工事着手時には、既存什器・備品は全て撤去されているものと考えてよろしいでしょうか。	1/24	お見込みの通りです。	
83	要求水準書	50	4	4	(6)		その他受注者が必要に応じて実施する各種調査で施工前・施工後の家屋調査が記載されていますが、範囲等についてご教示願います。	1/24	範囲等の指定はありません。提案者の実績等から想定して一般的な範囲等を見込んでください。	
84	要求水準書_別紙1	1					「基本協定を締結する」との記載がございますが、配布資料の内容から当該記載は誤植であり、本事業では基本協定締結の対象外であると考えてよろしいでしょうか。	1/24	「仮契約」が正です。誤記につき訂正します。	
85	要求水準書_別紙1	1	I	1			「情報管理システムの構築」とは、議事録・定例打合せ資料等データの受渡りする際のストレージ等の運用方法ということでしょうか。	1/24	お見込みの通りです。なお、要求水準書P50 第4.4(3) ちも踏まえた「情報管理システムの構築」を想定します。	
86	要求水準書_別紙1	1	II			調査業務	9	埋蔵文化財調査で必要となる場合の調査費用については、調査業務発生時に別途協議とと考えてよろしいでしょうか。	1/24	お見込みの通りです。
87	要求水準書_別紙1	1	II			調査業務	1, 8, 10	周辺調査・土壌調査・試掘調査等については契約締結後、速やかに行えるものと考えて宜しいでしょうか。	1/24	お見込みの通りです。
88	要求水準書_別紙1	1	II			調査業務	2	既存建物アスベスト調査の未調査の隠ぺい部に関しては契約締結後、速やかに調査方法等を協議を開始出来るものと考えて宜しいでしょうか。	1/24	お見込みの通りです。
89	要求水準書_別紙1	1	II			調査業務	3	建設敷地内における土壌汚染は無いものと考えて宜しいでしょうか。	1/24	お見込みの通りです。
90	要求水準書_別紙1	1	II			調査業務	3	建設敷地内に土壌汚染が出た場合、別途協議出来るものと考えて宜しいでしょうか。	1/24	お見込みの通りです。
91	要求水準書_別紙1	1	II			基本・実施設計作成業務	11	「デザインレビュー」とは、基本・実施設計者が、発注者・CMr向けに実施ということでしょうか。	1/24	お見込みの通りです。頻度等は提案者の実績等から想定して一般的な頻度を見込んでください。
92	要求水準書_別紙1	3	IV			完成後段階	5	完成後段階におけるLCN計画の更新が本業務に含まれていますが、想定される業務内容をお教え下さい。	1/24	完成後に是正対応等で大幅な変更や修繕があった場合のLCM計画書の更新を想定しています。
93	要求水準書_別紙2	1	1	A			3	安全祈願祭について本工事に含むとなっていますが、出席者人員についてお教え下さい。	1/24	出席者、規模等は未定ですが、発注者側の出席者として30人程度を想定して費用を見込んでください。
94	要求水準書_別紙2	1	1	B			1	発注者、工事監理者、CMr等の事務所設置について本工事に含むとなっていますが発注者様、CMr様が必要な諸室の人員、大きさ及び必要な備品についてご教示願います。	1/24	発注者及びCMrは兼用、工事監理者の事務所は提案者の判断で良いです。 人数：発注者及びCMr合わせて4名程度 備品：事務机、椅子、ロッカーを人数分、複合機（Wifi環境を含む）、OAタップ、下駄箱、事務用品等を見込んでください。
95	要求水準書_別紙2	2	1	E			3	アスベスト調査費に関して発注者が提示するもの以外に必要な場合、本工事にて行うことと記載がありますが、追加調査にて発生するアスベスト処理に係る諸費用は別途とと考えて宜しいでしょうか。	1/24	お見込みの通りです。
96	要求水準書_別紙2	2	1	E			9	地中障害物撤去工事（軽微なもの）が本工事に含まれていますが、地中障害物が発生する可能性があるのでしょうか。	1/24	参考資料の通りです。
97	要求水準書_別紙2	2	1	E				同上、インフラについて、建物構築に必要な切り回しについては本工事に含むのでしょうか。	1/24	お見込みの通りです。
98	要求水準書_別紙2	2	1	E				同上、図面に記載のないインフラの切り回しや盛替えが発生した場合は別途協議出来るものと考えて宜しいでしょうか。	1/24	事前に予見することが不可能なものについては、発注者と受注者にて協議します。
99	要求水準書_別紙2	5	17					「フリーアクセスフロア及び簡易二重床に設置するサーバー類設備機器架台」について本工事外の機器の設置架台は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	1/24	お見込みの通りです。 (別紙2を修正します。)
100	要求水準書_別紙2	5	22					別途工事の視覚覚設備の制御盤は、本工事外とと考えてよろしいでしょうか。	1/24	お見込みの通りです。 (別紙2を修正します。)
101	要求水準書_別紙2	7	18					「停電対策用非常用発電機設置工事一式（法規上必要でないもの）」について、具体的な機器仕様・用途・工事内容等をお教え下さい。	1/24	情報関連設備の停電対策として、非常用発電設備からNo.103の対象室へ電源供給を行うことを想定しています。
102	要求水準書_別紙3	1-5						天井高は参考と考えてよろしいでしょうか。	1/24	記載の高さを確保してください。
103	要求水準書_別紙3	1						電気設備の項目でコンセントの保安電源が必要な部屋をお教え下さい。	1/24	保安電源が必要な部屋は下記の通りです。 大会議室（災害対策本部）、執務室1/2程度、町長室、副町長室、教育長室、サーバー室、電算室、電話交換室、防災行政無線室、通信システム（光通信機器の設置スペース、端子盤等を含む）の設備箇所
104	要求水準書_別紙3	5						別棟 BM（ブックモバイル）車庫について、車両（BM）の車両寸法や最小回転半径等、スペックを教えてください。	1/24	車両（ブックモバイル）寸法 車種：日野KK-XZU306M 車両総重量：4,935kg 長さ505cm、幅189cm、高さ282cm
105	要求水準書_別紙3	5						車庫兼倉庫（1台分）について、消防車の車両寸法や最小回転半径等、スペックを教えてください。	1/24	車両（消防車）寸法 車種：日野BDG-XZU304F 車両総重量：4,530kg 長さ535cm、幅188cm、高さ250cm
106	要求水準書_別紙3	5						少量危険物貯蔵取扱所があるが、危険物の種類と貯蔵数量を教えてください。	1/24	参考資料13「既存倉庫の物品リスト」その他64の通りです。

No.	資料名称	頁	該当箇所			質問内容	回答日	回答
107	要求水準書_別紙4	1	契約リスク	5	備考	「各々が各自の費用を負担する」との記載がございますが、具体的にどのような費用が発生することを想定されているかご教示いただけませんか。	1/24	契約前であることや、契約リスク3, 4に該当しない場合に適用されることから、既に双方が負担した費用をそれぞれが負担することを想定しています。
108	要求水準書_別紙4	1	6, 7			見積書提出後諸官庁の行政指導及び法規改正等により生じた変更工事費等については別途協議出来るものと考えて宜しいでしょうか。	1/24	法令変更リスク6, 7の通りです。本事業に直接関係する法令の改正等により生じた変更工事費等については協議可能と判断します。
109	要求水準書_別紙4 要求水準書_別紙4	1 2	制度関連リスク 設計リスク	7 35		制度関連リスク7及び設計リスク35については、受注者の責めに帰すべき事由に限り受注者が責任を負うものとさせていただきますでしょうか。	1/24	発注者が負うリスクは、制度関連リスク6及び設計リスク34に含まれているため、それ以外は受注者が負うリスクと判断します。
110	要求水準書_別紙4	1	社会リスク	17 18 19		社会リスク17, 18, 19については、伊奈町建設工事請負契約基準約款第29条のとおり、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものに限り受注者が責任を負うものとさせていただきますでしょうか。	1/24	善管注意義務を果たした場合でも、当該事象が発生した場合には、その責を免れるものではありません。ただし、発注者が提示する資料や、受注者自らが行う事前調査等によっても、事前に予見することが不可能な事象については、発注者と受注者にて協議します。
111	要求水準書_別紙4	2	経済リスク	27		物価変動に伴う責任負担及び取り扱いについては、伊奈町建設工事請負契約基準約款及び特記事項(案)に基づくものと考えてよろしいでしょうか。	1/24	お見込みの通りです。
112	要求水準書_別紙4	2	工事リスク	38 40		工事リスク38, 40について、受注者の責めに帰すべき事由によらない場合は、伊奈町建設工事請負契約基準約款のとおり変更対象とさせていただきますでしょうか。	1/24	本事業は、設計・施工一括で発注しており、受注者の提案(設計)に基づき、その実現を図ることから、発注者による明示的指示以外のリスク(物価変動を除く)については、受注者が負うべきものと判断しています。
113	要求水準書_別紙4	2	28, 41, 42			受領している資料で予期できない地中埋設障害物の解体、撤去及び調査費用は別途協議出来るものと考えて宜しいでしょうか。	1/24	事前に予見することが不可能なものについては、発注者と受注者にて協議します。
114	要求水準書_別紙4	2	30			異状な湧水発生に伴い生じた諸費用については、別途協議出来るものと考えて宜しいでしょうか。	1/24	お見込みの通りです。
115	要求水準書_別紙5					設計図のデータについて、「CADデータを提出する」旨の記載がございますが、CADデータは受注者の社名を表示したままで内容の編集及び出力が可能となることから、受注者の設計責任の範囲が曖昧となるおそれがありますので、CADデータの提出についてはご容赦いただけませんか。(PDFデータの提出は問題ございません。) また、やむを得ず提出させていただく場合は、受注者以外がCADデータを改変した場合には受注者は一切責任を負わない旨を記載した受領書をご提出いただくことを前提に、受領書の内容についてご協議いただけませんか。	1/24	完成した建物の所有権が発注者に移管されるため、その保全・維持管理等に必要となるCADデータを合わせて提出することは必須です。また、その著作権について「建築設計業務委託契約約款」第7条から第11条の規定を遵守するものとしています。CADデータ中の社名表示については差し支えがあるのであれば、CADデータについては社名記載を除いて納品することは可とします。
116	要求水準書_別紙5	1	1	(2)		基本設計説明書A3版の提出部数をお教えください。	1/24	実際の必要部数は未定ですが、提出部数5部を見込んでください。
117	要求水準書_別紙5	3	1	(20)		設計説明書の提出部数をお教え下さい。	1/24	実際の必要部数は未定ですが、提出部数5部を見込んでください。
118	要求水準書_別紙5	2	1	(10)		実施設計業務に係る成果品において、1. 建築(10)敷地調査確認書について、その内容をもう少し具体的に教えてください。	1/24	設計段階における設計条件等の整理、インフラ等の供給状況の調査の記録として、現況図及び現況写真を想定しています。
119	要求水準書_別紙5	7	10各種保証書			各種保証書の発行に際しましては、保証内容及び保証期間は専門工事業者又はメーカーが技術的に対応可能な範囲内で発行することを前提に別途ご協議させていただきませんか。	1/24	保証内容及び保証期間等は別途協議とします。
120	要求水準書 (参考資料1/基本計画書)	38	2	(2)	4	イ シルバー人材センターの庁舎配置は可能でしょうか。	1/24	可とします。
121	要求水準書 (参考資料4)					石綿調査に関して庁舎を利用しながらの調査の為、石綿含有懸念材料として抽出されていますが、分析調査はされていません。記載のある懸念材料は全てみなし建材(石綿含有建材)として見込むべきでしょうか。	1/24	参考資料4の調査結果に基づき、適切にお見込みください。
122	要求水準書 (参考資料4)					石綿調査に関しては書面調査のみにより、隠れ部等の目視調査が行われておりません。契約締結後、現地目視調査より石綿含有建材が発見された場合、別途協議出来るものと考えて宜しいでしょうか。	1/24	お見込みの通りです。
123	選定基準	9	9			受注者の責に帰すべき事由とはどのようなケースがございますでしょうか。	1/24	「受注者の故意・過失または信義則上これと同視される事由」と判断します。 なお、原則として提案金額での、町内事業者への発注を行うことが受注者の責任となりますが、天災等の不可抗力や、社会情勢により、町内事業者での受注が明らかに困難な状況となった場合等は、受注者の責によらないものと判断する可能性があります。
124	事業仮契約書	1				ご提示いただいた事業仮契約書(案)には、設計契約又は監理契約締結の際に建築士法上必要となる記載事項を満たしておりませんので、建築士法第22条の3の3に規定する書面を別途作成し、事業仮契約書に綴じこむものとさせていただきますでしょうか。	1/24	提示している事業仮契約書は、契約書の全てを示すものではありません。必要書類については受注者と協議のうえ、適切な対応を行う予定です。
125	事業仮契約書	1	8			支払条件の「部分払いの請求回数 なし」とありますが、年度出来高に対する年度末の支払いは設定されていると理解してよろしいでしょうか。	1/24	お見込みの通りです。

No.	資料名称	頁	該当箇所			質問内容	回答日	回答
126	事業仮契約書 特記事項(案) 実施要領 実施要領 実施要領 実施要領 実施要領 実施要領 要求水準書 要求水準書 要求水準書	1 1 1 3 2 22 23 24 35 35 41	2 3 3 3 20 20 22 26 第4-1 第4-1 第4-2	(7) (5) (8) (8) (1) (2) (1) (1) (1) (1) (3)		① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫	1/24	資金又は物価の変動に関しては、実施要領26 (1) に基づく対応とします。また、単価の考え方に関しては、実施要領20に基づく対応とします。なお、設計変更や要求水準書等の変更に伴う増減は、別途協議のうえ、契約変更の対象とします。
127	建築設計業務委託 契約約款	3	第7条				1/24	お見込みの通りです。
128	伊奈町建設工事請 負契約基準約款	1	3				1/24	特記事項(案) 2 (4) により読み替えてください。
129	伊奈町建設工事請 負契約基準約款	3	第9条				1/24	監督員に関する規定がございますが、監督員を置く予定はございませんでしょうか。
130	伊奈町建設工事請 負契約基準約款	6	25				1/24	数量増に率による足切り(施工者負担)はありませんか。
131	伊奈町建設工事請 負契約基準約款	9	35	3			1/24	中間前払金の請求は可能でしょうか。また、支払を受ける選択は本契約締結時に限定されますでしょうか。
132	伊奈町建設工事請 負契約基準約款	9	第13条				1/24	「～営繕工事にあつては、均衡を得た品質～」との記載がございますが、中等以上の品質を有する工事材料を採用する場合は、請負代金の変更対象とさせていただきますでしょうか。
133	伊奈町建設工事請 負契約基準約款	14	第54条の2	5			1/24	「第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない」との記載がございますが、違約金は、損害賠償額の予定とさせていただきます。違約金に加えての損害賠償請求についてはご容赦いただけますでしょうか。
134	伊奈町建設工事請 負契約基準約款	15	56				1/24	契約不適合の起算日は事業期間の令和10年8月末日もしくは新庁舎引渡しの令和9年8月末日のどちらになりますか。
135	伊奈町建設工事請 負契約基準約款	15	56				1/24	事業期間満了時になにかしらの履行義務は発生しますか。
136	伊奈町建設工事請 負契約基準約款	31	第58条				1/24	紛争の処理に要する費用については、発注者様と受注者様がそれぞれ負担するものとさせていただきますでしょうか。
137	特記事項(案)	1 1	2 2	(1) (5)			1/24	「～質問回答書をいう。以下同じ。～」とあるのは「要求水準書、発注者が確認を行った実施設計図書」と読み替える」との記載がございますが、要求水準書、発注者様が確認を行った実施設計図書に加えて、質問回答書等により協議した内容に従って契約を履行するものとさせていただきますでしょうか。
138	特記事項(案)	1	2	(4)			1/24	特記事項(案)の読み替えにより、初回に提出された実施設計図書が確認された後14日以内に内訳書及び工程表を提出する旨義務付けられておりますが、実施設計の進捗並びに内訳書及び工程表の作成状況によっては、当該期限内の提出が困難となる可能性がございますので、提出期限については、実施設計の進捗並びに内訳書及び工程表の作成状況等を踏まえて、別途ご協議させていただきますでしょうか。
139	実施要領	14	10	(1)	ウ	③	1/24	当社としては、施工業務のみ甲型IVを組成し、設計業務、監理業務については当社単独での取り組みを想定しております。しかしながら事業仮契約書案の記載によると受注者は共同企業体を組成することが前提となっているように見受けられますので、当社が優先交渉権を獲得した場合、甲型施工IVと当社単独の設計監理業務の乙型IVを組成して取り組むこととなるかと考えられます。つきましては、入札者としての乙型IV協定書及び施工業務のみの甲型IV協定書が必要かと考えますが、令和6年1月31日までに提出しなければならない共同企業体協定書については、実施要領のとおり甲型の施工業務に係る共同企業体協定書のみの提出でよろしいでしょうか。